

東京都公報

発行
東京都

目次

33

告 示

- 東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納委託……………(福祉局子供・子育て支援部育成支援課)……………一
- 保育士登録手数料等の収納委託……………(福祉局子供・子育て支援部保育支援課)……………一
- 介護支援専門員登録申請手数料等の徴収委託……………(福祉局高齢者施策推進部介護保険課)……………二
- 介護支援専門員再研修受講料の徴収委託……………(同)……………二
- 主任介護支援専門員研修受講料の徴収委託……………(同)……………二
- 主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収委託……………(同)……………二
- 東京都障害者支援施設等の使用料の徴収委託……………(福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………二
- 東京都福祉型障害児入所施設の使用料の徴収委託……………(同)……………三
- 東京都東村山福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………三
- 東京都八王子福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………三
- 東京都千葉福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………三
- 東京都立北療育医療センターの使用料及び手数料……………(同)……………三

- の徴収委託……………(同)……………四
- 東京都立府中療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………四
- 東京都立東大和療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………四
- 東京都立東部療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………五
- 東京都立中部総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課)……………五
- 東京都立多摩総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………五
- 東京都リハビリテーション病院条例による使用料及び手数料の徴収委託……………(保健医療局医療政策部医療政策課)……………五
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託……………(同)……………六
- 東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託……………(保健医療局多摩府中保健所企画調整課)……………六
- 東京都農業関係試験等手数料条例による手数料等の徴収委託……………(産業労働局農林水産部調整課)……………九
- 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則による貸付金償還金の徴収委託……………(同)……………九
- 東京都しごとセンター条例による使用料の徴収委託……………(産業労働局雇用就業部就業推進課)……………二〇
- 東京都労政会館設置及び管理に関する条例による使用料の徴収委託……………(産業労働局労働相談情報センター事業普及課)……………二〇

告 示

●東京都告示第四百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

弁護士法人ブレインハート法律事務所

千代田区丸の内三丁目四番一号 新国際ビル四階

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和三十九年

東京都条例第百六十六号)に規定する東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金

三 指定日

令和六年四月一日

四 委託日

令和六年四月一日

●東京都告示第四百三十二号

東京都福祉局関係手数料条例(令和五年東京都条例第六十七号)別表三の項に規定する保育士登録手数料、保育士登録証書換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人日本保育協会
- (二) 所在地 千代田区麹町一丁目六番地二 麹町一丁目ビル六階

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十三号

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表二の項に規定する介護支援専門員登録申請手数料、介護支援専門員証交付手数料、介護支援専門員証有効期間更新手数料、介護支援専門員証書換交付手数料及び介護支援専門員証再交付手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団
- (二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十四号

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表二の項々に規定する介護支援専門員再研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団
- (二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十五号

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表二の項々に規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会
- (二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 十階

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十六号

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表二の項々に規定する主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会
- (二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 十階

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十七号

東京都障害者支援助設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都障害者支援助設等において徴収する同条例第六条第一項第一号イ及び同条第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百

五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十八号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）別表に規定する東京都福祉型障害児入所施設において徴収する同条例第四条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十九号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）別表に規定する東京都東村山福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第四条第三項から第五項までに規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十号

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都八王子福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口及び第二号、第三項並びに第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

る。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十一号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）別表及び東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都千葉福祉園において診療を受ける者から徴収する東京都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項まで並びに東京都障害者支援施設等に関する条例第六条第一項第一号口及び第二号、第三項並びに第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十二号

東京都立療育医療センター条例(昭和六十年東京都条例第三十号)第一条第二項に規定する東京都立北療育医療センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 北療育医療センターに係る事務

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社ニチイ学館 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
千代田区神田駿河台四丁目六番地 三十一日まで

二 城南分園に係る事務

月曜日から土曜日
まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月三十日及び同月三十一日、一月二日及び同月三日を除く。)
午前八時三十分から午後五時三十分(土曜日)は、午後零時四十五分)まで

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
新宿区西新宿二丁目一番一号 三十一日まで

三 城北分園に係る事務

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
新宿区西新宿二丁目一番一号 三十一日まで

月曜日から土曜日
まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月三十日及び同月三十一日、一月二日及び同月三日を除く。)
午前八時四十五分から午後五時四十五分まで(土曜日)は、午前八時三十分から午後零時三十分まで)

●東京都告示第四百四十三号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立府中療育センター

ターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社ニチイ学館 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
千代田区神田駿河台四丁目六番地 三十一日まで

月曜日から金曜日
まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月三十日及び同月三十一日、一月二日及び同月三日を除く。)
午前八時三十分から午後五時四十五分まで

●東京都告示第四百四十四号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立東大和療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところに

より、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十五号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十六号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立中部総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

株式会社セノン 令和六年四月一日 月曜日から金曜日
新宿区西新宿二丁目 一から令和七年三月三十一日まで (国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

委託期間

委託時間

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

●東京都告示第四百四十七号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立多摩総合精神保健福祉セ

ンターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

株式会社セラム 令和六年四月一日 月曜日から金曜日
愛知県名古屋市中区大曾根一丁目二 三十一日まで (国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

委託期間

委託時間

午前八時三十分から午後五時まで

●東京都告示第四百四十八号

東京都リハビリテーション病院条例(平成二年東京都条例第五十三号)第五条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都医師会

(二) 所在地 千代田区神田駿河台二丁目五番地

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十九号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例(昭和五十九年東京都条例第四十六号)第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都歯科医師会

(二) 所在地 千代田区九段北四丁目一番二十号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

合同会社TKA

杉並区上荻二丁目五番九号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

保健所の設置等に関する条例(昭和二十三年東京都条例第二百二十八号)別表に規定する東京都多摩府中保健所を利用する者から徴収する調理師免許手数料等の収納の事務(手数料等は別表のとおり)

三 指定日

令和六年四月一日

四 委託日

令和六年四月一日

別表

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
1	調理師免許手数料	東京都保健医療局関係手数料条例(平成12年東京都条例第87号)別表二の項イ
2	調理師免許証書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二の項ハ
3	調理師免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二の項ニ
4	製菓衛生師免許手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表三の項イ
5	製菓衛生師免許証書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表三の項ハ
6	製菓衛生師免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表三の項ニ
7	受給調整実地指導員指定証交付手数料	東京都福祉局関係手数料条例(令和5年東京都条例第67号)別表一の項イ
8	受給調整実地指導員権限交付手数料	東京都福祉局関係手数料条例別表一の項ロ
9	受給調整実地指導員指定証訂正手数料	東京都福祉局関係手数料条例別表一の項ハ
10	受給調整実地指導員指定証再交付手数料	東京都福祉局関係手数料条例別表一の項ニ
11	受給調整実地指導員権限再交付手数料	東京都福祉局関係手数料条例別表一の項ホ
12	理容師の検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表五の項イ
13	美容師の検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表六の項イ
14	温泉利用許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表七の項イ
15	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表七の項ロ
16	旅館業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表八の項イ
17	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表八の項ロ
18	浴場業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表九の項イ
19	クレーンクレーン検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十の項イ
20	クレーンクレーン師免許手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十の項ロ
21	クレーンクレーン師免許証訂正手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十の項ニ
22	クレーンクレーン師免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十の項ホ
23	飲食店営業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項イ
24	飲食店営業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ロ
25	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ト
26	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項チ
27	食肉販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ニ
28	食肉販売業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項チ
29	魚介類販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項リ
30	魚介類販売業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項リ
31	魚介類譲り売り営業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヌ
32	魚介類譲り売り営業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヌ

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
33	集乳業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ル
34	集乳業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ル
35	乳処理業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヲ
36	乳処理業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヲ
37	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ワ
38	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ワ
39	食肉処理業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項カ
40	食肉処理業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項カ
41	食品の放射線照射業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項コ
42	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項コ
43	菓子製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ク
44	菓子製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ク
45	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ク
46	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ク
47	乳製品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ケ
48	乳製品製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ケ
49	清涼飲料水製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項セ
50	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項セ
51	食肉製品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項セ
52	食肉製品製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項セ
53	水産製品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項セ
54	水産製品製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項セ
55	氷雪製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項セ
56	氷雪製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項セ
57	液卵製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ハ
58	液卵製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ハ
59	食用油製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ハ
60	食用油製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ハ
61	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ハ
62	みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ハ
63	酒類製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ハ
64	酒類製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ハ
65	豆腐製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項チ

番号	手数料等の名称	根拠規	定
66	豆腐製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項イ	
67	納豆製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ウ	
68	納豆製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項エ	
69	麺類製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヤ	
70	麺類製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヤ	
71	そうざい製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項エ	
72	そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項エ	
73	複合型そうざい製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ケ	
74	複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ケ	
75	冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ク	
76	冷凍食品製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ク	
77	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項コ	
78	複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項コ	
79	漬物製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ニ	
80	漬物製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ニ	
81	密封包装食品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項イ	
82	密封包装食品製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項イ	
83	食品の小分け業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項フ	
84	食品の小分け業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項フ	
85	添加物製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項サ	
86	添加物製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項サ	
87	食鳥処理事業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項イ	
88	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項ロ	
89	食鳥検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項ホ	
90	産卵記録認定申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項ヘ	
91	産卵記録変更認定申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項ヘ	
92	病院開設許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項イ	
93	診療所開設許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ロ	
94	助産所開設許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ハ	
95	病児療養所手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ニ	
96	診療所検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ホ	
97	助産所検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ヘ	
98	死体保存許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十七の項イ	

番号	手数料等の名称	根拠規	定
99	診療エックス線技師免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十八の項イ	
100	診療エックス線技師免許証書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十八の項ロ	
101	衛生検査所登録申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十九の項イ	
102	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十九の項ロ	
103	衛生検査所登録証明書再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十九の項ハ	
104	衛生検査所登録変更申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十九の項ニ	
105	准看護師の免許手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項イ	
106	准看護師免許証の書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項イ	
107	准看護師免許証の再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項リ	
108	助産師名簿謄本交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項ヌ	
109	保健師免許書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項ル	
110	看護婦免許又は看護人免状の書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項フ	
111	保健師免許再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項フ	
112	看護婦免許又は看護人免状の再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項フ	
113	毒物劇物販売業の登録申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十二の項ハ	
114	毒物劇物販売業の登録更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十二の項ニ	
115	毒物劇物販売業の登録票書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十二の項エ	
116	毒物劇物販売業の登録票再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十二の項イ	
117	麻薬小売業者免許申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十四の項ロ	
118	麻薬小売業者免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十四の項ヌ	
119	薬局開設許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項イ	
120	薬局開設許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ロ	
121	医薬品販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ハ	
122	医薬品販売業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項イ	
123	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項フ	
124	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項フ	
125	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項タ	
126	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ロ	
127	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項リ	
128	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項リ	
129	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ホ	
130	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ホ	
131	薬局製造販売医薬品製造販売業自承認申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ウ	

番号	手数料等の名称	根拠規定
132	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項八
133	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項カ
134	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ト
135	高度管理医療機器等販売業去り又は貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項エ
136	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項テ
137	興行場営業許可申請手数料	興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第84号)第4条
138	プール等経営許可申請手数料	プール等取締条例(昭和60年東京都条例第22号)第4条
139	ふく取扱所認証申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第19条第1項第5号
140	ふく取扱所認証書再交付申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例第19条第1項第6号
141	使用料及び手数料	保健所使用条例(昭和21年東京都条例第31号)第2条
142	開示手数料	東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第17条

●東京都告示第四百五十一号

東京都農業関係試験等手数料条例(平成十七年東京都条例第七十二号)に規定する手数料及び農産物等の物品売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令第1部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団
- (二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十二号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年東京都規則第四百五十五号)に規定する貸付金償還金の徴収の事務については、地方自治法施行令第1部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東日本信用漁業協同組合連合会
 - (二) 所在地 千葉県千葉市中央区新宿二丁目三番八号
- 二 委託期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十三号

東京都しごとセンター条例（平成八年東京都条例第六十一号）第七条に規定する提供施設等の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 公益財団法人東京しごと財団
 - (二) 所在地 千代田区飯田橋三丁目十番三号
- 二 委託期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十四号

東京都労働会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第八条第一項に規定する使用者から徴収する労働会館施設使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 株式会社富士保安警備
 - (二) 所在地 墨田区両国二丁目十六番五号
- 二 委託期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 三 委託施設
東京都南部労働会館

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

